う。）について限度政令第２条第１項に規定する都道府県算定総額から同項第５号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第２条第２項に規定する指定都市算定総額から同項第５号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の小中学校等における限度政令第１条第５号、第７号、第９号、第13号、第15号及び第17号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

C　次の算式によつて算定した額

算式

6,281千円×c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}

（c_2×c_3）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

c_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（β－1）×0.900＋1

［略］

c_4　札幌市にあつては0.009、その他の指定都市にあつては0.000

D　次の算式によつて算定した額

算式

5,915千円×（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.24）×d_3}／（d_1＋d_2）＋d_5］

d_1×（d_3×d_4）、（d_2×1.24）、（d_2×1.24）×d_3又は（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.24）×d_3}／（d_1＋d_2）＋d_5］に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（d_3×d_4）又は{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.24）×d_3}／（d_1＋d_2）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

d_4　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（γ－1）×0.436＋1

算式の符号

γ　前年度の５月１日現在において、当該指定都市の設置する特別支援学校の小学部

等」という。）について限度政令第２条第１項に規定する都道府県算定総額から同条第１項第５号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第２条第２項に規定する指定都市算定総額から同条第２項第５号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の小中学校等における限度政令第１条第５号、第７号、第９号、第13号、第15号及び第17号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

C　次の算式によつて算定した額

算式

6,210千円×c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}

（c_2×c_3）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

c_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（β－1）×0.895＋1

［同左］

c_4　札幌市にあつては0.010、その他の指定都市にあつては0.000

D　次の算式によつて算定した額

算式

5,880千円×（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.23）×d_3}／（d_1＋d_2）＋d_5］

d_1×（d_3×d_4）、（d_2×1.23）、（d_2×1.23）×d_3又は（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.23）×d_3}／（d_1＋d_2）＋d_5］に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（d_3×d_4）又は{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.23）×d_3}／（d_1＋d_2）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

d_4　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（γ－1）×0.430＋1

算式の符号

γ　前年度の５月１日現在において、当該指定都市の設置する特別支援学校の小学部